

福岡県公報

平成30年4月13日
第3983号

目次

告示 (第403号 - 第422号)

○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 1
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) …………… 4
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) …………… 5
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) …………… 6
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所) …………… 7
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 8
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 8
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 8
○道路の占用の制限	(道路維持課) …………… 9
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課) …………… 9

公 告

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 9
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) …………… 10
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 11

告 示

福岡県告示第403号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八女	県道	上横山 星 野 線	前	八女市上陽町上横山4438 番3先から 八女市上陽町上横山4388 番4先まで	4.6 ～ 5.5	99.7
			後	八女市上陽町上横山4438 番3先から 八女市上陽町上横山4388 番4先まで	4.6 ～ 19.0	99.7

福岡県告示第404号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	上横山 星野線	八女市上陽町上横山4438番3先から 八女市上陽町上横山4388番4先まで

福岡県告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	上横山 星野線	前	八女市上陽町上横山1943番1先から 八女市上陽町上横山1940番先まで	5.4 ～ 7.2	18.3
			後	八女市上陽町上横山1943番1先から 八女市上陽町上横山1940番先まで	5.4 ～ 18.1	

福岡県告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	上横山 星野線	八女市上陽町上横山1943番1先から 八女市上陽町上横山1940番先まで

福岡県告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	上横山 星野線	前	八女市星野村3431番4先から 八女市星野村3431番2先まで	4.7 ～ 5.8	26.7
			後	八女市星野村3431番4先から 八女市星野村3431番2先まで	4.7 ～ 7.8	

福岡県告示第408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	上横山 星野線	八女市星野村3431番4先から 八女市星野村3431番2先まで

福岡県告示第409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京築	県道	直方橋線	前	行橋市大字今井1269番1先から 行橋市大字今井1273番1先まで	11.0 ～ 18.0	28.0
			後	行橋市大字今井1269番1先から 行橋市大字今井1273番1先まで	13.5 ～ 20.0	28.0

福岡県告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	直方橋線	行橋市大字今井1269番1先から 行橋市大字今井1273番1先まで

福岡県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京築	県道	長尾稗田島線	前	行橋市泉中央六丁目665番1先から 行橋市北泉五丁目732番1先まで	10.0 ～ 23.0	560.0
			後	行橋市泉中央七丁目369番2先から 行橋市北泉五丁目732番1先まで	9.0 ～ 28.0	565.0

福岡県告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	長尾 稗田線 平島	行橋市泉中央七丁目369番2先から 行橋市北泉五丁目732番1先まで

福岡県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	元永 高瀬線	行橋市大字高瀬689番1先から 行橋市大字高瀬690番2先まで

福岡県告示第414号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成30年4月13日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の	30年5月14日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市矢部体育館	

非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	30年5月15日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市立花体育館	
	30年5月16日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市立花体育館	
	30年5月17日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市星野行政福祉センター	
	30年5月18日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市農業活性化センター	
	30年5月21日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市黒木体育館	
	30年5月22日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市黒木体育館	
	30年5月23日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市民会館「おりなす八女」	
	30年5月24日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市民会館「おりなす八女」	
	30年5月25日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市民会館「おりなす八女」	
	30年5月28日	10：00～12：00 13：00～15：00	広川町産業展示会館	広川町
	30年5月29日	10：00～12：00 13：00～15：00	サザンクス筑後	筑後市
	30年5月30日	10：00～12：00 13：00～15：00	筑後市中央公民館（サンコア）	
	30年5月31日	10：00～12：00 13：00～15：00	筑後市中央公民館（サンコア）	
30年6月1日から 30年7月31日まで	左欄の間に行う検査については、八女市、広川町及び筑後市と協議の上、指示する。		八女市 広川町 筑後市	
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	30年6月1日から 30年7月31日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		八女市 広川町 筑後市

ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	30年6月1日から 30年7月31日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	八女市 広川町 筑後市
--	-------------------------	---------------------------------------	-------------------

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	30年6月1日から 30年8月31日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		八女市 広川町 筑後市

福岡県告示第415号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成30年4月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 実施機関
一般社団法人福岡県計量協会
- 2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の	30年6月5日	10：00～12：00 13：00～15：00	福吉公民館	

非自動はかり（ウに掲げるものを除く。） 、分銅及びおもりの検査	30年6月6日	10：00～12：00 13：00～15：00	福吉公民館	糸島市
	30年6月7日	10：00～12：00 13：00～15：00	福吉公民館	
	30年6月12日	10：00～12：00 13：00～15：00	可也公民館	
	30年6月13日	10：00～12：00 13：00～15：00	可也公民館	
	30年6月14日	10：00～12：00 13：00～15：00	可也公民館	
	30年6月15日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市人権センター	
	30年6月18日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市人権センター	
	30年6月19日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市人権センター	
	30年6月20日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市人権センター	
	30年6月21日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市人権センター	
30年6月22日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市人権センター	糸島市	
30年6月23日から 30年8月22日まで	左欄の間に行う検査については、糸島市と協議の上、指示する。			
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。） 、分銅及びおもりの検査	30年6月23日から 30年8月22日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		糸島市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2	30年6月23日から 30年8月22日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		糸島市

級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査			
---------------------------	--	--	--

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	30年6月23日から 30年9月22日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		糸島市

福岡県告示第416号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成30年4月13日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	30年7月2日	10：00～12：00 13：00～15：00	那珂川町勤労青少年ホーム第3会議室	那珂川町
	30年7月3日	10：00～12：00 13：00～15：00	那珂川町勤労青少年ホーム第3会議室	
	30年7月4日	10：00～12：00 13：00～15：00	春日市商工会館	春日市
	30年7月5日	10：00～12：00 13：00～15：00	春日市商工会館	

	30年7月6日	10：00～12：00 13：00～15：00	筑紫野市商工会館	筑紫野市
	30年7月9日	10：00～12：00 13：00～15：00	筑紫野市商工会館	
	30年7月10日	10：00～12：00 13：00～15：00	太宰府市役所	太宰府市
	30年7月11日	10：00～12：00 13：00～15：00	太宰府市役所	
	30年7月12日	10：00～12：00 13：00～15：00	大野城市南コミュニティセンター（多目的室）	大野城市
	30年7月18日	10：00～12：00 13：00～15：00	大野城市北コミュニティセンター（多目的室）	
	30年7月19日から 30年9月18日まで	左欄の間に行う検査については、那珂川町、春日市、筑紫野市、太宰府市及び大野城市と協議の上、指示する。		那珂川町 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	30年7月19日から 30年9月18日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		那珂川町 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	30年7月19日から 30年9月18日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		那珂川町 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	30年7月19日から 30年10月18日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		那珂川町 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市

福岡県告示第417号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成30年4月13日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	30年7月25日	10：00～12：00 13：00～15：00	道の駅「しんよしとみ」	上毛町
	30年7月26日	10：00～12：00 13：00～15：00	上毛町役場大平支所	
	30年7月27日	10：00～12：00 13：00～15：00	上毛町役場大平支所	
	30年7月31日	10：00～12：00 13：00～15：00	吉富町体育館	吉富町
	30年8月1日	10：00～12：00	豊前市角田公民館	豊前市
		13：30～15：30	豊前市合河公民館	
	30年8月2日	10：00～12：00	豊築漁業協同組合	
		13：30～15：30	豊前市三毛門公民館	

30年8月3日	10：00～12：00 13：00～15：00	豊前市総合福祉センター	築上町
30年8月6日	10：00～12：00 13：00～15：00	豊前市総合福祉センター	
30年8月8日	10：00～12：00	築上町上城井公民館	
	13：30～15：30	築上町中央公民館	
30年8月9日	10：00～12：00 13：00～15：00	築上町中央公民館	
30年8月10日	10：00～12：00 13：00～15：00	築上町役場築城支所	
30年8月11日から 30年10月10日まで	左欄の間に行う検査については、上毛町、吉富町、豊前市及び築上町と協議の上、指示する。		上毛町 吉富町 豊前市 築上町
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	30年8月11日から 30年10月10日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	上毛町 吉富町 豊前市 築上町
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	30年8月11日から 30年10月10日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	上毛町 吉富町 豊前市 築上町

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
------	-------	------	------	------

特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	30年8月11日から 30年11月10日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	上毛町 吉富町 豊前市 築上町
--	---------------------------	---------------------------------------	--------------------------

福岡県告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	塔 瀬 十文字 線 小 郡	前	朝倉市黒川6132番1先から 朝倉市黒川6152番3先まで	14.1 ～ 26.1	52.8
			後	朝倉市黒川6132番1先から 朝倉市黒川6152番3先まで	15.6 ～ 26.1	

福岡県告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	甘 木 吉 井 線	前	朝倉市黒川5767番1先から 朝倉市黒川5806番1先まで	4.9 ～ 20.7	295.6
			後	朝倉市黒川5767番1先から 朝倉市黒川5806番1先まで	4.9 ～ 20.7	
			後	朝倉市黒川5767番1先から 朝倉市黒川5806番1先まで	4.9 ～ 13.2	295.6

福岡県告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	甘 木 吉 井 線	前	朝倉市黒川5816番2先から 朝倉市黒川4947番1先まで	9.6 ～ 41.5	310.4
			後	朝倉市黒川5816番2先から 朝倉市黒川4947番1先まで	9.6 ～ 41.5	
			後	朝倉市黒川5816番2先から 朝倉市黒川4947番1先まで	5.0 ～ 19.4	310.4

福岡県告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月13日

福岡県知事 小川 洋

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	211号	朝倉市杷木赤谷1891番1先から 朝倉市杷木赤谷1892番1先まで	朝倉県土整備 事務所

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新文は移設によるものを除く。）。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年4月27日

福岡県告示第422号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成30年4月13日

福岡県知事 小川 洋

1 指定する形質変更時要届出区域

京都郡苅田町大字苅田字松浦3787番7の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31

条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

ほう素及びその化合物

3 規則第58条第5項第9号から第11号までの該当性

規則第58条第5項第11号（埋立地管理区域）に該当

公 告**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により添田町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月13日

福岡県知事 小川 洋

筑豊広域都市計画公園の変更（添田町決定）（平成30年3月22日添田町告示第14号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年4月13日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字上大隈字小浜556番1、556番3、557番1、557番3、558番1及び558番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡粕屋町大字上大隈字北限415番地の1

有限会社福澤建設

代表取締役 福澤 孝臣

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年4月13日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年3月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) にしてつストア中間店
- (2) 所在地 中間市東中間一丁目8番8号

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する

氏名又は名称		住所
株式会社西鉄ストア	代表取締役 玉木 浩	筑紫野市針摺中央二丁目16番14号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社西鉄ストア	代表取締役 玉木 浩	筑紫野市針摺中央二丁目16番14号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成30年11月30日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,119平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物南側	36
合計	36

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物南側	19
合計	19

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物北側	31.5
建物西側	45.5
合計	77.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内北側	5.24
合計	5.24

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前9時00分	午後11時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後11時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
1箇所	建物敷地南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	時間帯

荷さばき施設 No.1	24 時間
荷さばき施設 No.2	午前6時00分～午後9時00分

公告

吉井第七土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年4月13日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
足立武敏	うきは市吉井町1283番地2
泉克弘	うきは市吉井町富永88番地
鎗水英俊	うきは市吉井町福益1579番地
足立二夫	うきは市吉井町屋部442番地1
相良正一	うきは市吉井町屋部679番地
平田節男	うきは市吉井町屋部489番地1
渡邊数馬	うきは市吉井町福益1238番地
江崎友昭	うきは市吉井町福益507番地
江藤延雄	うきは市吉井町屋部414番地5
西見和久	うきは市吉井町富永1101番地

2 退任監事

氏 名	住 所
相良宏輝	うきは市吉井町屋部628番地
古矢正幸	うきは市吉井町福益1329番地2

3 就任理事

氏 名	住 所
足立武敏	うきは市吉井町1283番地2

泉 克 弘	うきは市吉井町富永88番地
鎗 水 英 俊	うきは市吉井町福益1579番地
足 立 二 夫	うきは市吉井町屋部442番地 1
相 良 正 一	うきは市吉井町屋部679番地
平 田 節 男	うきは市吉井町屋部489番地 1
渡 邊 数 馬	うきは市吉井町福益1238番地
江 崎 友 昭	うきは市吉井町福益507番地
江 藤 延 雄	うきは市吉井町屋部414番地 5
西 見 和 久	うきは市吉井町富永1101番地

4 就任監事

氏 名	住 所
相 良 宏 輝	うきは市吉井町屋部628番地
古 矢 正 幸	うきは市吉井町福益1329番地 2